



登米市空き家改修事業補助金

対象者

登米市空き家情報バンクに登録された空き家の所有者および入居者
(空き家の所有者と入居者の間で賃貸借契約または売買契約を締結している場合に限る)

補助の条件

- ・登米市空き家情報バンクに登録された物件であること
- ・補助金の申請年度内に改修等の完了が見込まれること
- ・入居者が、改修等を行った物件に住民票を移し、改修等が完了した日から5年以上定住すること
- ・改修等に要する経費が10万円以上であること

補助金額

補助率:改修費等の2分の1 限度額:50万円

※国、県等による補助金の交付を受けている場合、改修等に要した費用から、他に交付を受けた補助金に係る経費を差し引いた額を補助対象経費とします。

補助対象経費

台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の生活するために必要な改修等に要する経費
例) 屋根のふき替え、塗装、防水工事、部屋の間仕切りの新設や変更工事
壁紙の張り替えや畳の取り替え、トイレの水洗化工事、システムキッチンの設置など

申請期間

売買契約または最初の賃貸借契約を締結した日から1年を経過する日まで

注意点

改修工事の着手前に申請いただく必要があります。

また、補助金の申請額の総額が予算額に達した場合は、受付を終了します。

■申請書類

≪申請時≫

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②収支予算書(様式第2号)
- ③改修等に要する経費に係る見積書の写し
- ④改修等予定箇所の位置及び改修等の内容の詳細が分かる書類
- ⑤改修等を予定している箇所の現況写真
- ⑥空き家の賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- ⑦世帯全員(高校生以下除く)の市税の未納の税額がないことの証明
または非課税証明書

≪完了時≫

- ①実績報告書(様式第10号)
- ②収支決算書(様式第11号)
- ③改修等に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- ④改修等の状況を確認できる書類

≪額の確定後≫

- ①交付請求書(様式第13号)

本資料に記載されている内容については、令和4年度事業のものです。

空き家情報バンク

「登米市空き家情報バンク」は、登米市内の空き家を有効活用することで、移住・定住の促進を図り、地域の活性化に資することを目的に実施している空き家情報登録制度です。

物件情報、登録申込様式等については、本市HPでご確認ください。

空き家情報バンクページ
QRコード



空き家の購入および改修について、
「【フラット35】地域活性化型」

を利用する場合、

当初5年間 金利が▲0.25%

※詳細については、下記連絡先までお問い合わせください

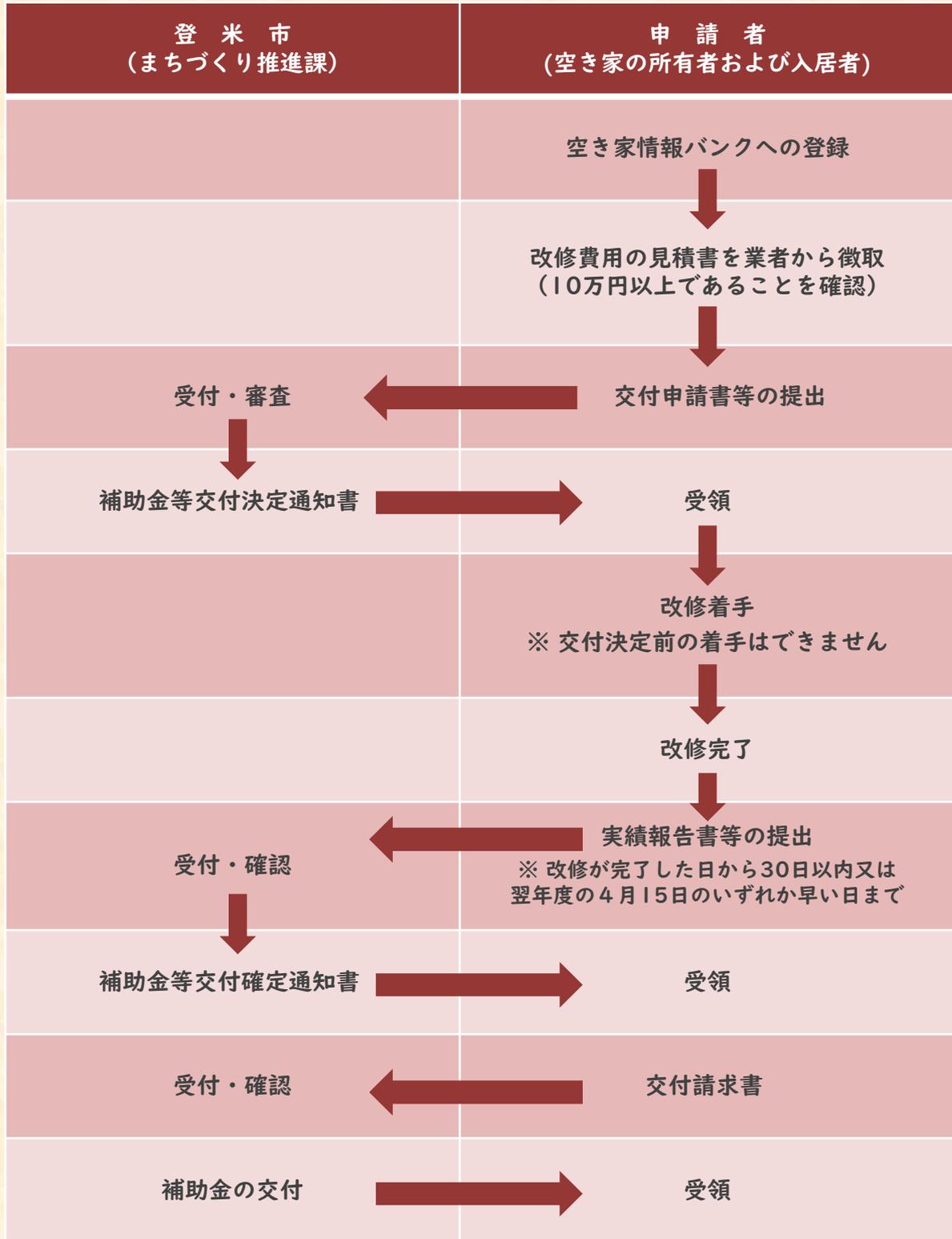
登米市まちづくり推進部 まちづくり推進課 ふるさと定住係

電話:0220-23-7331

FAX:0220-22-9164

E-mail:tome-life@city.tome.miyagi.jp

補助金交付等の流れ



本市ホームページで申請様式等をダウンロード可能です。

URL:<http://www.city.tome.miyagi.jp/kikakuseisaku/shisejoho/ijuteju/bank/akiyakaisyu.html>



空き家改修事業補助金ページ
QRコード

本補助金について、ご不明な点等ございましたら、
表面記載のお問い合わせ先までご連絡ください。